

令和 3 年 8 月 26 日 議会運営委員会 議事録
9 時 57 分 開会

○出席委員 (5 人)

副委員長 和田 芳弘

委 員 北地 範久、西村 一啓、網谷 芳孝、日域 究

議 長 細川 雅子

副 議 長 寺岡 公章

○欠席委員 (1 人)

委 員 長 児玉 朋也

○和田副委員長 定足数に達していますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

市長さんがお見えですので、最初に御挨拶をお願いします。

市長。

○入山市長 議会運営委員会、開催ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○和田副委員長 本日は児玉委員長から欠席届が出ていますので、私のほうで進行させていただきます。

それでは、議事日程にしたがいまして、議事を進めてまいります。

日程 1、議案の取り扱いについてを議題といたします。

執行部から議案の概要について説明をお願いします。

部長。

○中村総務部長 おはようございます。

令和 3 年 9 月大竹市議会定例会 (第 3 回) 議案の概要について説明をさせていただきます。

少しお時間をいただきますので、座っての説明をお許してください。

初めに、認第 8 号令和 2 年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてでございます。

年間有収水量、こちらのほうが 1,043 万 359 立方メートル、前年度から 21 万 4,839 立方メートル減少しております。

収益的収支のほうでございますけれども、収入総額が 5 億 953 万 530 円、それに対しまして支出総額が 4 億 405 万 1,585 円、差引利益額が 1 億 547 万 8,945 円となっております。

資本的収支でございますけれども、収入総額が 2 億 1,730 万 712 円、それに対しまして支出総額が 5 億 9,514 万 5,447 円、差引不足額が 3 億 7,784 万 4,735 円となっております。

不足額に対する補填財源の内訳でございますが、御覧の 3 つでございます。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 381 万 4,178 円、それから過年度分損益勘定留保資金 1 億 5,085 万 2,188 円、当年度分損益勘定留保資金 2 億 2,317 万 8,369 円となっております。続きまして、議案第 47 号から議案第 49 号は人事案件でございます。

初めに、議案第47号は監査委員の選任の同意についてでございます。

監査委員の薬師寺基夫氏が令和3年12月11日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定により、市議会の同意を求めるものでございます。

議案第48号は公平委員会委員の選任の同意についてでございます。

公平委員会委員西岡順子氏が令和3年10月25日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定によりまして、市議会の同意を求めるものでございます。

議案第49号は教育委員会委員の任命の同意についてでございます。

教育委員会委員小城和之氏が、令和3年9月30日をもって任期満了となりますので、こちらも引き続き同氏を任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、市議会の同意を求めるものでございます。

続いて、議案第50号大竹市認定こども園設置条例の制定についてでございます。

大竹市公立保育所等再編における小方地区新施設整備事業といたしまして、市役所庁舎敷地内に現在建設中の新施設に、大竹市立立戸保育所となかはま保育所を移転統合いたしまして、令和4年4月1日から新たに大竹市認定こども園として設置することに伴いまして、本条例を制定しようとするものでございます。

条例の主な内容でございますけれども、第1条から第11条で構成いたしまして、それぞれ設置理由、それから名称、位置及び類型といったものを規定をしております。

名称につきましてはおがた認定こども園とし、類型は保育所型となる予定でございます。

施行期日は令和4年4月1日としてございます。

続きまして、議案第51号大竹市子育て支援センター条例の一部改正についてでございます。

大竹市公立保育所等再編における小方地区新施設整備事業といたしまして、先ほどと同様の新施設に大竹市子育て支援センターを移転することに伴いまして、同施設の位置を大竹市立戸1丁目8番5号から大竹市小方1丁目11番1号に改めるというものでございます。

施行期日は令和4年4月1日でございます。

続きまして、議案第52号大竹市税条例等の一部改正についてでございます。

改正の理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴いまして、大竹市税条例等の一部を改正するというものでございます。

改正の主な内容でございますが、2条立てになっております。

第1条では、個人の市民税に関する改正。それから固定資産税に関する改正を規定しています。市民税の関係でございますが、1点目といたしまして、国外居住親族の扶養控除について、原則としてその対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住者を除くこととされたことに伴いまして、令和6年度以降の個人住民税の均等割及び所得割の非課税限度額についても、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除と同様の取扱いとするものでございます。

この規定に関する施行期日は令和6年1月1日でございます。

それから、2点目といたしまして、納税義務者又は生計を同一にする親族が特定の一般医療品等を購入した場合に適用される医療費控除の特例、これはセルフメディケーション税制ということらしいんですが、これについて、令和5年度分以降において、対象品を見直すとともに適用期間を5年延長し、令和9年度分までとするものでございます。

この規定についての施行期日は令和4年1月1日でございます。

それから、固定資産税に関する改正でございます。

1点目は、浸水被害防止及び軽減のため、令和6年3月31日までに市長等の認定を受けて民間事業者等により整備された雨水貯留浸透施設について、課税標準の特例措置が創設されたことに伴い、課税標準を参酌基準どおりの価格の3分の1とする規定を新設するものでございます。

2点目といたしまして、生産性向上特別措置法に代わる中小企業等経営強化法に規定する中小事業者等の先端設備等への課税標準の特例措置について、適用期間を2年間延長し、令和5年3月31日までとするものでございます。

第2条関係でございますが、法人税法による連結納税制度の見直しに伴う令和2年条例の改正規定について、地方税法の改正による引用条項の整理でございます。

条例の施行期日でございますが、公布の日としております。ただし、個人の市民税に関する改正は、先ほど言いましたように令和4年1月1日、それから令和6年1月1日となっております。

続きまして、議案第53号令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分について、市議会の議決を求めるものでございます。

未処分利益剰余金の処分でございますが、未処分利益剰余金の当年度末残高でございますが、1億5,851万4,090円でございます。

その処分内容といたしまして、減債積立金への積立170万円、それから建設改良積立金への積立1,650万円を処分とするものでございます。

それから、令和2年度大竹市水道事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、市議会の認定に付するものでございます。

年間有収水量でございますが、325万9,329立方メートル、前年度から6万3,122立方メートル増加をしております。

建設改良事業でございますが、1億5,444万7,049円となっております。

主な事業といたしましては、白石一丁目地内配水管改良工事、それから岩国大竹道路事業に伴う送配水管・工業用水道管移設工事（水道事業会計分）（繰越分）となっております。

収益的収支のほうでございますが、収入総額が5億2,927万14円でございます。それに対します支出総額が4億9,629万2,679円、差引利益額は3,297万7,335円となっております。

それから、資本的収支のほうでございますが、収入総額が5,890万2,451円、それに対しまして支出総額が2億313万8,747円、差引不足額は1億4,423万6,296円となっております。

不足額の補てん財源内訳としましては、御覧の 2 つでございます。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,142 万 6,877 円、それから過年度分損益勘定留保資金 1 億 3,280 万 9,419 円となっております。

続きまして、議案第 54 号令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分について、市議会の議決を求めるものでございます。

未処分利益剰余金の当年度末残高でございますが、4 億 5,639 万 6,944 円でございます。

このうち減債積立金の積立に 270 万円、建設改良積立金の積立に 2,660 万円を処分しようとするものでございます。

それから、令和 2 年度大竹市公共下水道事業会計決算について、市議会の認定に付するものでございます。

年間総処理水量でございますが、738 万 3,078 立方メートル、うち汚水分の年間有収水量は 291 万 4,032 立方メートル、前年度から 6 万 5,698 立方メートル増加をしております。

建設改良事業でございますが、2 億 7,749 万 6,087 円でございます。

主な事業は、大竹下水処理場機械電気設備改築更新実施設計業務でございます。それから大竹下水処理場共同処理整備基本設計業務、この 2 点でございます。

それから、収益的収支でございますが、収入総額が 9 億 6,267 万 3,257 円で、これに対しまして支出総額が 9 億 956 万 8,496 円、差引利益額は 5,310 万 4,761 円となっております。

資本的収支は、収入総額が 1 億 7,942 万 347 円、これに対しまして支出総額が 4 億 8,693 万 7,739 円となっております、差引不足額が 3 億 751 万 7,392 円でございます。

不足額の補てん財源内訳といたしまして、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,471 万 4,645 円、それから過年度分損益勘定留保資金 1 億 2,246 万 6,140 円、当年度分損益勘定留保資金 1 億 7,033 万 6,607 円を計上するものでございます。

続きまして、議案第 55 号令和 3 年度大竹市一般会計補正予算でございます。

補正予算額は 2 億 6,417 万 1,000 円でございます。予算総額を 159 億 1,488 万 8,000 円とするものでございます。

補正予算の内訳でございますが、次の表にあります左側が歳出、右側が歳入となっております、それぞれ対比をさせております。対応する歳入のない歳出については、下の 3 つが該当いたします。

それでは総務費のほうから説明させていただきます。

第 2 款総務費、基金管理事業でございますが、補正額は 1 億 8,725 万円でございます。こちらを地方創生事業基金積立金へ積み立てるというものでございます。

次の地域活動促進事業 190 万円の内訳でございますが、本町二丁目集会所塀等解体撤去の事業費といたしまして 440 万円、それからコイ・こいフェスティバルの中止をいたしましたので、こちら 250 万円を減額しております。この差引額として 190 万円を計上しております。

それから、第 3 款民生費でございます。こちら地域福祉担い手育成事業でございます

が、包括的な相談支援といたしまして525万円を計上しております。

こちらに対する財源でございますけれども、重層的支援体制移行事業費国庫補助金ということで、525万円計上しております。

それから、介護施設整備等補助事業、こちらメープルヒル病院の介護療養型施設が、今度、介護療養院という施設に移行することに伴いましての事業費でございます。5,602万8,000円でございます。

こちらも財源といたしまして、県支出金、地域医療介護総合確保事業補助金といたしまして5,602万8,000円を計上しております。こちら補助率10分の10でございます。

それから、支援対象児童等見守り強化事業でございます。いわゆる子ども食堂に対応するものでございます。233万円。

こちら財源といたしまして、国庫支出金、事業福祉事業対策費等国庫補助金233万円が計上されております。補助率10分の10でございます。

それから、第8款土木費といたしまして、道路・橋りょう新設、改良事業でございます。こちら廿日市大竹道路の負担金ということで計上しております470万円でございます。

財源といたしましては、市道改良事業債、公共事業等債でございますけれども、こちら420万円を計上をしております。

それから、河川・水路改良保全事業でございます。これは405万円です。旧穂仁原小学校の整備に関するものでございます。測量設計業務として計上をしております。

こちら財源といたしましては、繰入金として地方創生事業基金繰入金を同額計上しております。

第9款消防費でございます。消防一般事務、それから人材育成事業、消防団活動推進事業、これはいずれも新型コロナウイルスの影響によりまして、それぞれ事業中止をしております。消防フェア、それから全国消防救助技術大会、消防団ポンプ操法大会、太田川総合水防演習など、中止になっておりますので、その分を減額をするというものでございます。

その下、防災・保安体制整備事業でございますが、347万2,000円。こちら現在使用しております河川監視カメラ、こちらが業者の都合で令和3年10月で使用ができなくなるということで契約が切れますので、その後の新たなカメラの設置ということで、こちらを計上しております。

それから、第10款教育費でございます。

小学校教育振興事業、中学校教育振興事業が125万9,000円と251万8,000円、こちらにつきましては修学旅行のキャンセル代ということで、コロナ禍の中で修学旅行実施の見通しがなかなか困難ということで、昨年度と同じように計上させていただいております。

それから、青少年育成事業、スポーツ振興事業、こちらも新型コロナウイルスの関係で事業中止したものでございます。青少年育成事業は、中学生交歓交流事業、こちらを中止にしたものでございます。

それから、スポーツ振興事業は、小方学園プールの市民開放事業の中止をしたということで、こちらも減額をしております。歳入はそれに伴います歳入を、合わせて減額をいた

しております。

第11款災害復旧費でございますが、農地災害復旧事業、これ500万円ですけれども、こちらは8月12日から8月19日の長雨の影響で、阿多田島の農道が被害を受けておりますので、その分の調査設計費用を計上するというものでございます。

それから、右側の歳入のほうでございますけれども、財政調整基金繰入金、前年度繰越金、ボートレース事業収入でございますけれども、対応する歳入のない歳出に充当するというものでございます。

以上が補正予算の内訳でございます。

続きまして、議案第56号令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算額を1,089万7,000円とし、予算総額を26億3,077万8,000円とするものでございます。概算交付されておりました国・県負担金等の前年度精算分といたしまして、1,089万7,000円を計上するというものでございます。歳入といたしましては前年度繰越金を同額計上するものでございます。

最後ですが、議案第57号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

業務の予定量の補正ということで、単独整備事業を2,000万円増加いたしまして、1億1,950万円に改めるというものでございます。

それから資本的収入の予定額を同じく2,000万円補正いたしまして、予算総額を12億203万2,000円とするものでございます。

内訳でございますが、企業債として1,540万円、負担金として460万円を計上いたします。

資本的支出の予定額の補正でございますが、補正予定額を2,000万円とし、予算総額を10億9,331万6,000円とするものでございます。

それから企業債の補正に伴いまして、限度額を4億1,550万円に改めるというものでございます。内容でございますけれども、下水道処理場の監視制御システムの更新でございます。5月頃よりシステム不具合が生じていたということで、下水処理場の運転管理に支障を来すというおそれがあるため、不具合部分を更新するというものでございます。

以上が令和3年9月大竹市議会定例会（第3回）議案の概要でございます。

議案の取り扱いについて、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○和田副委員長 ただいま執行部のほうから議案についての説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○和田副委員長 それでは取り扱いについて、事務局の説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 議案の取り扱いについて、事務局案を御説明申し上げます。

議案の上程につきましては、申し合わせにより執行部の説明者ごとに一括となっております。

お手元の議事日程に沿って、一括した議案のまとめりごとに取り扱いの御説明をいたし

ます。

まず、認第 8 号から議案第 57 号までの 4 件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、全て生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第 47 号から議案第 49 号までの 3 件でございますが、人事案件でございますので、一括上程後、提案理由の説明を受け、委員会への付託を省略し、即決と考えております。

次に、議案第 50 号及び議案第 51 号の 2 件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、全て生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第 52 号でございますが、上程後、提案理由の説明を受け、生活環境委員会へ付託と考えております。

次に、議案第 55 号及び議案第 56 号の 2 件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、議案第 55 号につきましては総務文教委員会へ付託、議案第 56 号につきましては生活環境委員会へ付託と考えております。

以上でございます。

○和田副委員長 ただいま事務局からの議案の取り扱いについての説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○和田副委員長 質疑がないようでございます。

お諮りいたします。

本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○和田副委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程 2、請願についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 それでは提出のありました請願の取り扱いについて御説明申し上げます。

少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2022 年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願でございますが、提出者は連合広島大竹・廿日市地域協議会議長岡村将城氏ほか、1 団体でございます。

紹介議員は和田議員、網谷議員、児玉議員、日域議員の 4 議員でございます。

請願の内容は配付の文書表のとおりでございます。

取り扱いとしましては、令和 3 年請願第 3 号としまして、議会人事が終わった中日の本会議に上程し、総務文教委員会へ付託と考えております。

請願が採択された場合は、本会議最終日に意見書案を上程、即決と考えております。

慣例では所掌の常任委員長が提出者に、他の常任委員長が賛成者となっておりますので、付託先の総務文教委員長が提出者に、また、生活環境委員長が賛成者にと考えており

ます。

意見書案につきましては、請願文書表に添付しております意見書案文を各会派にお持ち帰りの上、御調整いただきまして、訂正等ございましたら 9 月 10 日金曜日までに事務局に提出していただき、議案の提出者及び賛成者で調整後、本会議最終日への上程、採決と考えております。

以上でございます。

○和田副委員長 ただいまの事務局の説明につきまして、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○和田副委員長 質疑はないようでございます。

それではお諮りいたします。

本件の取り扱いについて、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○和田副委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程 3、一般質問についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 今回の一般質問は代表制を取っておりますので、複数会派の代表につきましては発言時間が 60 分、その他の議員につきましては 30 分となっております。

一般質問の通告は本日 9 時 30 分まででございました。

通告議員は 8 名でございます。

発言順につきましては、本委員会終了後、議長室にお集まりいただき、抽せんということとでよろしく願いいたします。

以上です。

○和田副委員長 ただいまの説明につきまして、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○和田副委員長 質疑がないようでございますので、事務局の説明のとおり進めていきたいと思います。

続きまして、日程 4、会期決定についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 会期決定につきまして御説明申し上げます。

お手元の会期日程表（案）を御覧ください。

会期は 9 月 2 日から 9 月 24 日までの 23 日間を考えております。

本会議を 9 月 2 日に開会し、会期決定の後、議会人事のための運営に当たり、翌 3 日とその予備日と考えております。8 日まで休会し、中日の 9 日に本会議を開会いたしまして、一般質問終了後に議案・請願の上程をし、先ほど御決定いただきましたとおりの取り扱いをいたします。なお、予備日を 10 日ということで考えております。

次に、付託されました議案の審査のための各常任委員会の日程でございますが、13

日、14日の2日間を考えております。

特別委員会については15日を考えております。

委員会の個別の日程につきましては、9月2日または3日に新しい議会運営委員会が構成されることが想定されておりますので、その正副委員長互選後に決定いただくことになろうかと考えております。

本会議最終日を24日といたしまして、付託議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、続いて請願の結論が出ておりましたら委員長報告、質疑、討論、採決をいたします。

請願が採択された場合には追加日程として意見書（案）の採決を行い、9月定例会の閉会と考えております。

なお、議会提案による会議規則等の議案提出が見込まれており、同議案の取り扱いにつきまして、本会議中日の9月9日の9時30分から議会運営委員会を開催と考えております。

また、本定例会の最終日でございますが、一般会計及び特別会計の決算議案の提出が予定されておりますので、決算議案の取り扱いにつきまして9月17日の10時から議会運営委員会を開催と考えております。日程につきまして調整をお願いいたします。

以上、会期決定について説明を終わります。

○和田副委員長 ただいま局長からの説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○和田副委員長 それではお諮りいたします。

会期につきましては9月2日から24日までの23日間とし、2日木曜日の10時から本会議、翌3日を予備日として議会人事、9日木曜日を中日といたしまして一般質問、議案上程、請願上程を行い、翌10日を予備日といたします。

また、各委員会の個別の日程につきましては、新しい議会運営委員会に任せることにいたしまして、9日木曜日の9時30分から議会運営委員会、13日月曜日、14日火曜日を常任委員会、15日水曜日に基地周辺対策特別委員会、その終了後、議会改革特別委員会を、17日金曜日の10時から決算議案取り扱いの協議のため、議会運営委員会を開催する予定といたします。

本会議最終日は24日の金曜日10時からということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○和田副委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程5、9月定例会の新型コロナウイルス感染症対策についてを議題といたします。

事務局からの説明をお願いします。

局長。

○三上議会事務局長 それでは説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症への対応については、昨年5月18日の議会運営委員会で、当面の対応として申し合わせされました。その後、緊急事態宣言が広島県に発令されたため、令和3年6月4日の議会運営委員会で対応を強化したところです。

現在の新型コロナウイルス感染症に関する状況ですが、御承知のとおり8月20日から9

月12日までを措置期間とするまん延防止等重点措置が広島県に適用されておりましたが、感染拡大に歯止めがかからないため、8月27日から9月12日までを期間とする緊急事態措置の対象地域に、広島県が追加されることが決定されました。

本市における感染状況ですが、8月25日現在の8月の月間の感染者数は30人で、過去2番目に多くなっており、そのうち、17日から25日までの9日間で26人の感染者が確認されております。

こうした状況を踏まえ、9月定例会においても、6月4日の議会運営委員会で決定した対策を継続したいと考えております。

内容につきましては、6月4日の議会運営委員会で説明しておりますので、詳しい説明は省略させていただきますが、6月4日に修正した部分は、赤字・アンダーラインのままにしております。

確認のため、修正した部分を読み上げますので、資料を御覧ください。

委員会・協議会等を傍聴する議員は、自宅または控室で傍聴する。

飛沫感染を防ぐため、一般質問や議案の提案理由の説明等は自席で行う。こちらは議員、執行部ともでございます。

窓を閉めて会議を行う場合は、換気のため、原則として50分ごとに1回10分の休憩を入れる。

職員の待機時間短縮のため、委員会はY o u T u b e で中継する。

協議会等の傍聴はS k y p e を活用する。

委員会での質疑についても、事前通告を徹底する。

修正点については以上でございます。修正点以外につきましても、再度、確認をお願いいたします。

最後に、6月にもお願いいたしましたが、議員・執行部とも、会議に出席する際には飛沫の防止効果が高い不織布マスクを着用するよう、御協力をお願いいたします。

また、マスクを着用すると声が聞き取りにくくなりますので、大きな声で話していただくようお願いいたします。

9月定例会の会期中は以上のような対応をすることといたしますが、その後は、状況によって対応の強化または緩和を検討の上、再度協議していただくことになろうかと考えております。

9月定例会の新型コロナウイルス感染症対策についての説明は以上でございます。

○和田副委員長 ただいま事務局からの説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○和田副委員長 質疑がないようでございます。

それではお諮りいたします。

本件については事務局案のとおり対応していくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○和田副委員長 御異議なしと認め、そのように議会運営をしていきたいと思います。

なお、6月定例会同様に9月定例会以降の委員会及び協議会等の傍聴議員につきまして

も、議事録には掲載しないということといたしますので、改めてお伝えいたします。

続きまして、日程 6、その他を議題といたします。

1 点目の議会人事についてですが、事務局からの説明をお願いいたします。

局長。

○三上議会事務局長 それでは 9 月 2 日以降の議会人事について、概略の御説明をいたします。

今回の議会人事では、議長、副議長、常任委員、議会運営委員、監査委員、宮島ボートレース企業団議会議員、広島県後期高齢者広域連合議会議員、特別委員会委員などの選出を行っていただきます。

お配りしております、令和 3 年 9 月定例会における諸会議の予定についてを御覧ください。こちらは議会人事に関連して開催される予定の会議を開催予定順に一覧にしていますのでございます。

なお、進行状況等によってはこの表のとおりとならず、変更される場合もありますので御留意ください。

こちらに記載しておりますように、各派代表者会議で協議をしながら順次、議会運営委員会で取り扱いを決定し、本会議を開催するという流れになりますので、頻繁に会議が開催されることを想定しております。

執行部におかれましては、人事案件につきましては庁議メンバーによる本会議の出席というのが慣例になっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○和田副委員長 ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○和田副委員長 ないようですので、事務局の説明のとおり運営に御留意、御協力をお願いいたします。

続きまして、2 点目の発言通告についてでございます。

事務局の説明をお願いいたします。

局長。

○三上議会事務局長 さきの 6 月定例会におきましては、6 月 4 日の議会運営委員会で新型コロナウイルス感染症対策について確認いたしました事項を踏まえ、本会議と常任委員会等につきましても、速やかに事前通告をしていただくよう御協力をお願いさせていただき、会議運営を行っていただいたところでございます。

今回の定例会におきましても、先ほど日程 5、9 月定例会の新型コロナウイルス感染症対策について確認したことも踏まえ、本会議は 9 月 7 日火曜日まで、常任委員会は 9 月 9 日木曜日までにできるだけ午前中に事前通告を提出していただきますよう、引き続き御協力をお願いいたします。

また、通告書の提出に当たりましては、会議時間の短縮や説明員の待機人数の関係など、円滑な会議運営のため、項目だけでなくできるだけ具体的な内容の記載につきまして御協力をお願いいたします。

なお、委員会においては、審査の過程において説明の内容等によっては急遽追加での質問を必要とする場面もあろうかと思しますので、執行部には御協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○和田副委員長 ただいま事務局から発言の通告に関して説明がありましたが、議員の皆様には引き続き御協力くださるよう、御確認よろしくをお願いいたします。

執行部のほうにも、特に委員会では審査の過程において事前通告があるもの以外にも、答弁等の対応をお願いすることがあろうかと思しますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、本件について内部で御周知いただきますようお願いいたします。

発言通告については以上でございます。

続いて、ここからは議会内の協議になりますので、執行部の方は御退席いただいて結構でございます。

なお、本委員会終了後、議員全員協議会が予定されております。開始時間は放送しますので、関係者の方は御留意くださいますようよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

〔執行部退席〕

○和田副委員長 それでは最後の3点目、議員控室のプリンターについてでございますが、こちら議長から説明をお願いいたします。

議長。

○細川議長 議員控室に今設置しておりますプリンターについて、以前より各派代表者会議において、どうしたものかという御協議をいただきまして、先般結論を出させていただいておりますので、今日は御報告いたします。

事務局の負担を減らすという意味と、公平性の点、また、タブレットがあるからということで、今までプリンターをどうしても難しい方にはということで置いていましたが、今回はもうやめようということです。だから、9月議会よりもうプリンターは撤去させていただきますので、9月議会といっても9月1日からないと思っていただければと思います。ということで、9月議会からプリンターを撤去させていただきます。

とはいえ、どうしても議会において印刷する機械が必要なのでプリンターを置きたいとおっしゃる議員の皆さんは、場所に制限がございますので、そこはできるだけ会派の中、もしくは会派を超えて協力しながらプリンターを置いていただけるようお願いできればと思います。

プリンターの設置が必要な方は事務局のほうに申し出ていただいて、どこに置くかとかどういう置き方をするかとかいうのを相談していただければと思いますので、御協力をお願いいたします。

○和田副委員長 ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 決まったって聞いてないんじゃないけど、協議をしましたよ、うちの会派ではね。

もともとタブレットを導入しようっていう動きの中で、いろんな意味で一部反対する議員がいるわけですね、何においてもね。そのときに過度に経費節減っていうか、紙が要らなくなって経費が浮くんだと、だから、それで何とかなるんだっていう説明をせんがために、相当に紙代とか何とか強調したとは思うんですけども、実際はタブレット使えばお金、経費が要りますよ。ただ、よくなりゃいいじゃんっていう、私はそう思うんですけども、それで、もちろんいろんな方法があると思いますよ。例えば会派で控室があれば自分たちで勝手に置きやっていうのも一理あると思う。いろいろありますけれども、コーヒーのようにみんなが割り勘で何か使うっていうのもあるかもしれないし、現実問題として大勢が使うのであれば、もう少し高級品というか、もう少しビジネスユースに耐え得るものがあつたほうがいいなとも思いますし、いろんなことあるんですけども、今決まりましたと言われて、この前、各派代表者会議で話したんでしたかね、何か話しましたよね。私はその話は覚えてますよ、もちろん。それでどうしようかって、申し訳ないけどうちにはいろんな議員がいて、少し待ってねというところがあるんですよ。だからもう少し待ってもらえませんか。

それで事務局の負担を軽くするっていうのもわからんことはないです。ただ、議案の元をつくるのは大変だと思います。しかし、実際にあの議案をつくることは、3階に行ったら今頃すごい機械がありますから、もうぼんと押せばホチキス留めまでしてくれますよ。そういうものが現にあるわけですから、そこであまり負担軽減っていうことを強調してほしくないなという気はします。

以上です。

○和田副委員長 議長。

○細川議長 プリンターの設置については、各派代表者会議で3回ぐらいは、私の記憶の中にあるんですけどもね。4回だったかな、はっきり覚えてないですけど、最低でも3回は話していると思います。そして、各派の皆さんに協議をお願いした経緯についても御説明をさせていただいたという記憶がございます。

どうしたらいいかということで各派で提案いただいたんですけども、公平性を保つためにはやっぱり自ら持ってこられるのが一番ではないかということで前回御提案をさせていただいて、了解をいただいたというのが私の認識であり理解だったんですけども、そうでないとなともう少しということですけど、前回の各派代表者会議はいつでしたっけ。もう結構時間たってるんですけども、その間何か会派の中でもう少し待ってくれということだったんでしょうか。私のところに届いてないので、急にこういうことになって申し訳ないんですけども、この辺どうだったのかなと思います。

ほかの会派、今日議会運営委員会ですので、また何か声があればお願いします。

○和田副委員長 よろしいですか。

〔発言する者あり〕

○細川議長 マイク入れてお願いします。

○和田副委員長 日域委員。

○日域委員 引き延ばす気はないですよ。ただ、もう少しきちんと決めたいなというの

と、私がうちの会派の白紙委任状を持って臨んでるわけでもないところがあって、そこで決まるじゃないですか。話をしたやつを、だから次の機会に、今日ある意味では次の議会ですけれどもね、ここで言おうかなと思っただけですよ。

もともと紙の議案ぐらいあってもいいんじゃないかと。要はあそこで何使うかとか、公平、不公平って言いますけれども、過去振り返ってみてもかなり個人差があります、使ってる頻度にね。でも、少なくともうちの会派の連中がプリントしているのは議案ですから、それ以上のものを使っていないと思うんですよ。

だから議案に限って言えば何か配慮があってもいいのかなって、もうしばらくはね。プリンターを自由に使う環境が要るって言ってるわけじゃないんですよ。議案すら紙じゃなくてタブレットだって、私個人的には困らないですけども、でも、例えば私、紙持ってません。これしかない。皆さん持ってますよね。これも、議案って結構ボリュームがあるじゃないですか。どうかすると十ページになりますよね。そんなものを、もちろん家でつくって悪くはないんですよ。つくっちゃいけないってことはないけども、タブレットはオールマイティーじゃないですからね。リモートやったらもう画面取られますからね。だからせめて議案ぐらいは欲しいなっていうのは、逆に皆さんにお尋ねしてみたいんですよ。

そういうふうな反論がうちの会派の中であれば、私もそりゃあ、そんな理屈は通らんよとは言えません、正直言って。その辺、もう少し議論を深めてというか、そういうことで皆さんの意見を聞いてみたいなっていう、ただそれだけです。

以上です。

○和田副委員長 ほかに誰か意見ございますか。

議長。

○細川議長 なかなか皆さんから御意見が出ないというのは、もうこないだの各派代表者会議である程度決まったのかなっていう、共通認識になっていたのかなっていう気持ちもあるんですけども、9月議会からと言いましても、9月1日からにさせていただきますという意味は、もう既に議案が出てますのでね。それについてはもう今あるプリンターで印刷していただいても構いませんっていうことなんですよ。もういただけてますのでね。あと、次に出るのは12月なので、それまでに準備ができるんじゃないかなという猶予も考えてこのようにしたらどうかと思って、皆さんにお伝えしたんですけどもね。

どうでしょうか、もう一回各派代表者会議で話し合ったほうがいいということであれば、私も議長の任期がもう少ししかないで次の議長に申し送りをするしかございませんが、そのように申し送りをしますが、日域委員としたらあとどのぐらいの期間であればというのを考えましょうか。

○日域委員 だから期間じゃなくて、議案の紙ぐらいもらえないかなっていうのはあるわけですよ。例えば紙、二、三枚持って質問するケースってありますけれども、タブレット二、三個持ってしゃべる人見たことないですからね。だから、一番ベースの書類ですから、例えば市とか県に書類を出すときにメールで送ったからいいだろうって通るものもありますけれども、それはやっぱり紙で出せっていうものは紙ですからね。

議案っていうもんですから、もうあれやらこれやらやらせえってわけじゃなくて、今までも議案だけはもらってましたけど、議案はやっぱあったほうがいいんじゃないかな、もちろん要らない人はいいですよ。印刷じゃないですからね、印刷になるとそれは大勢つくるのは合理的で少人数は大変ですけども、今全てプリンターですから。もういいやつがありますから、本当に、原稿さえできていれば、デジタルになっていれば、最後のところは物すごく簡単ですから。

ここで本音から言うと、あの不便なプリンターでちんたらちんたらやるのは、私嫌いだから使ったことはない、個人的にはね。うちでやっても悪くないですから。ただ、それも苦手な議員がいる間はある程度は大目に見るのが、それが公平じゃないかと私は思うんですけどもね。特段その人が得するわけじゃないですから。今の状態ではうちのメンバーを納得させるのは難しいような気がいたします。

以上です。

○和田副委員長 議長。

○細川議長 紙ベースで議案を出さないというのは、何も急に決まったわけじゃなくて、もう2年ぐらい前にそういう取り扱いに、時期ははっきり覚えてませんが、させてもらっていると思います。

その上で、急にはということでプリンターを置かせていただいて1年半ぐらいですかね、の期間がたっておりますので、そこはできるだけ時間的な猶予を持ちながらということとさせていただきますので、議案を紙ベースでという話になりますと、話がすっかり元に戻りますのでね。そこはもう長いことの議論の中で方向が出ている問題ではないかと思います。

プリンターを撤去すると、9月議会から、議員控室から撤去するということに関しては、もうしばらくということであれば、12月議会からというのも、ありかなと思います。が、議案を紙ベースでということになると話が元に戻りますので、そこはまたどう取り扱うかについては別のところで御議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○和田副委員長 よろしいですか。

議長。

○細川議長 ごめんなさい、それでは局長、大丈夫ですか、対応できますか。12月議会から、プリンターを撤去という方向で考えたいので、もう一度各派の中で徹底していただければと思います。その方向でしっかり話をしてください。

以上です。

○和田副委員長 そういってございますので、この件に関しましてはもう一度各派に持ち帰りまして、12月議会までに結論を出す、でいいんですか。

議長。

○細川議長 すみません、そのように申し送りをしておきます。

○和田副委員長 そのようにしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○和田副委員長 それでは御協力よろしくお願いいたします。

(3 . 8 . 26)

以上で本日の予定を終了いたしました。
これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

10時55分 閉会